

平成26年度及び中期目標期間における業務実績評価・財務諸表等承認の実施日程

区分	業務実績に関する評価【地独法 § 28・ § 30】			財務諸表等の承認【地独法 § 34・ § 40】 法人の経営状況報告【自治法 § 243 の 3】		
	法人	評価委員会	知事	法人	評価委員会	知事
4月 ～ 6月末	自己評価の実施 ↓ 業務実績報告書の提出	業務実績報告書の受理		監査の実施 ↓ 財務諸表等の提出 (承認申請)		財務諸表等の受理
7月		法人の自己評価結果の検証	第17回評価委員会 【7月13日(月)】	財務諸表等の検証	評価委員会の意見聴取	
8月		評価書原案の決定	第18回評価委員会 【8月4日(火)】	評価委員会意見(案)の決定		
	評価書原案の受理(検討)	評価書原案の提示(意見聴取)		↓		
	法人意見の申出	評価書の確定	第19回評価委員会 ※必要に応じて開催	評価委員会意見の確定		
	評価結果の通知受理	評価結果の法人通知 ・ 知事報告 ・ 公表	評価結果の報告受理	評価委員会意見の通知	評価委員会意見の受理	
				承認通知の受理 ・ 財務諸表の公告	財務諸表等の承認決定 ・ 法人へ通知	
9月			評価結果を議会に報告			法人の経営状況として議会に報告

[参考] 関係法令

業務実績評価関係

【地方独立行政法人法（抄）】

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）】

（各事業年度に係る業務の実績の報告）

第6条 法人は、法第28条第1項の規定による評価を受けようとするときは、事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにその実績を記

載した報告書を地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定による評価を受けようとするときは、中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期目標の期間における業務の実績を記載した報告書を評価委員会に提出しなければならない。

財務諸表関係

【地方独立行政法人法（抄）】

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に

係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

【地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）】

（財務諸表）

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（法第40条第4項の規定による承認の申請）

第11条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ① 承認を受けようとする金額
- ② 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

法人の経営状況報告関係

【地方自治法（抄）】

（財務状況の公表等）

第243条の3

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人※について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

※地方独立行政法人も対象に含まれる

【地方自治法施行令（抄）】

（法人の経営状況等を説明する書類）

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。